

恩納村新型コロナウイルス感染症緊急対策 村内事業所向け支援事業について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の収縮に伴い、影響を受けた村内事業所を対象に、村では下記の事業を展開しております。

村内事業所家賃支援事業	雇用調整助成金利活用事業所支援事業
<p>対象事業者 村内で店舗等を賃借して事業を営む中小企業者等又は個人事業主等であって、次の全てに該当するものとする。</p> <p>①令和元年12月末日までに納期限が到来した市町村民税等に未納の額がないこと。</p> <p>②賃貸借契約を交わしており、令和2年3月及び4月の家賃が発生していること。</p> <p>③令和2年3月又は4月のいずれかの月の売上高が、前年同月比2割以上減少していること。</p>	<p>対象事業者 村内で事業を営む法人及び個人事業主であって、令和2年4月から6月までの間に、国の雇用調整助成金制度を利活用し、雇用調整助成金の支給申請をおこなっていること。</p>
<p>支援金額 令和2年3月及び4月分の賃料にあたる金額で、1店舗1ヶ月あたり10万円を上限額とする。</p>	<p>支援金額 令和2年4月から6月のうち、2ヶ月分の雇用調整助成金助成額の1割にあたる金額で、上限額を次のとおりとする。</p> <p>①対象労働者数が99人までの場合は1ヶ月あたり20万円とする。</p> <p>②対象労働者数が100人以上の場合は1ヶ月あたり30万円とする。</p>
<p>申請期間 6月1日 から 10月31日 まで</p>	<p>申請期間 6月1日 から 10月31日 まで</p>

★申請書、その他必要書類、申請方法、および給付条件等は村ホームページをご覧ください。
不明な点は商工観光課（☎966-1280）までお問い合わせください。

国・県の主な事業者向け支援策等

支援策等	説明	お問い合わせ
<p>持続化給付金 事業全般に広く使える給付金が支給されます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・各種法人：最大200万円 ●個人事業者：最大100万円 ●今年のいずれかの月の売上げが新型コロナウイルス感染症の影響で前年同月比50%以上減少した事業者。 	<p>持続化給付金コールセンター 直通番号： 0120-115-570 IP電話：03-6831-0613</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対応資金 売上減少による資金繰りを支援します</p>	<p>3年間実質無利子、無担保、据置最大5年の条件で融資を受けることが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●融資限度額：3,000万円以内 ●融資利率：対象により最大年0.8%、保証料ゼロ ●売上高が5%以上減少等条件あり 	<p>沖縄県 中小企業支援課 866-2343</p>
<p>沖縄県中小企業セーフティネット資金 売上減少による資金繰りを支援します</p>	<p>売上高が5%以上減少している3か月以上継続して事業を営む者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●融資限度額：3,000万円以内 ●融資利率：対象により最大年0.8%、保証料ゼロ 	
<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付（沖縄公庫） 売上減少による資金繰りを支援します</p>	<p>創業後3か月以上で売上高が5%以上減少している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●融資限度額： (生業・生活衛生資金) 6,000万円 (中小企業資金) 3億円 ●融資利率：一定の限度額の範囲内で当初3年間は基準金利-0.9%（利息補給制度により実質無利息化） 	<p>沖縄公庫本店 941-1785</p>
<p>雇用調整助成金 事業活動が縮小・休業し、労働者に休業手当を支払った際の助成</p>	<p>パートを含め雇用維持を図るため休業等を実施し、休業手当等を支払う等した事業主に対して、休業手当、賃金等の一部（条件により一部補助率が10/10に拡充されました。）について助成</p>	<p>沖縄労働局 868-1606</p>